

山形大学歴史・地理・人類学論集, 第18号, 13 - 24, 2017年

## モンゴルにおける印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地について

For a problem on territory of Mongolian Khutugtu's disciples

L.アルタンザヤー (中村 篤志 訳)

L.Altanzaya : NAKAMURA, Atsushi (translated)

キーワード：モンゴル、ホトクト、牧地、地図

モンゴルの印信ホトクトのシャビ=ナル<sup>1</sup>については、多くの学者が言及している<sup>2</sup>が、シャビ=ナルの牧地に関しては説明すべき幾つかの問題が存在する。例えば、モンゴルの研究では、印信ホトクトのシャビ=ナルの行政機関は固有の牧地を有していたとされ、研究論文や関連の歴史地図にも、それらシャビ=ナルの牧地は明確に描かれてきた。

しかしロシアの学者マイルスキーは、著作のなかで「モンゴルの13シャビ（ラマ旗）の内4つは、自らの領地を有している」と書いている<sup>3</sup>。またコロストヴィエツ、コトビッチらの書いたモンゴルの地図にも、ザヤ=パンディタ、エルデニ=パンディタ、チン=スジクト=ノモン=ハン、ナロバンチンの4ホトクトのシャビ=ナルの牧地を描き、名を記しているが<sup>4</sup>、その他の印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地は、ザサグ旗の牧地の中に描かれており、唯一ジャルハンズ=ホトクトの領有（管轄する牧地）として「ザサグト=ハン部のエルデニ=ドゥーレクチ王ナムハイジャルツァ

ン旗」の牧地図の中に明記されている。

それ以外では、ザサグト=ハン部ヤルゴグス=ホトクトのシャビ=ナルをザサグト=ハン部及びサイン=ノヤン=ハン部の各旗に、サイン=ノヤン=ハン部のエルデニ=メルゲン=ノヤン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地をサイン=ノヤン=ハン旗に、ザサグト=ハン部のノモン=ハンのシャビ=ナルの牧地をザサグト=ハン旗に、セツェン=ハン部のエグゼル=ホトクトのシャビ=ナルの牧地を同部のホルツ王旗に、サイン=ノヤン=ハン部のナラン=ホトクトシャビ=ナルの牧地を同部ジョノン公旗に、サイン=ノヤン=ハン部のハンバ=ノモン=ハンのシャビ=ナルの牧地を同部ドライ=チョインホル王旗に、セツェン=ハン部のヤルゴグス=ホトクトのシャビ=ナルを同部のアチト貝子旗に、サイン=ノヤン=ハン部のシバ=シレート=ホトクトのシャビ=ナルの牧地を同部セツェン王旗に、各々包摂して描いている。フブスグル湖周辺の土地は「ダルハドの境界、シャビの

公的な統治機関の牧地」(ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビの牧地)と記されている。先行研究において、地図に印信ホトクト達のシャビ=ナルの牧地を記している場合、それは概ねコロストヴィエツとコトビッチらの作成したモンゴル地図に依拠している<sup>5</sup>。筆者は以前この問題に触れ、そのように描くようになった背景を詳細に検討すべきであると指摘した<sup>6</sup>。

学者プレブは、印信ホトクトらの所有した牧地は、初めモンゴル中央部に設けられ、大きさは様々で、旗とともに遊牧していたと考えた<sup>7</sup>。筆者は、以前このシャビ=ナルの牧地の起源に関して私見を述べた<sup>8</sup>。

そこで本論では、モンゴル国立中央文書館、同中央図書館の所蔵史料に基づき、ハルハの印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地問題に関して見解を述べてみたい。この牧地問題は17-20世紀初頭に生起するが、当該期のシャビ=ナルの牧地の地図は、ザサグ旗の地図と比べてわずかしか残存していない。現存する地図は1867-1923年のもので、その数は重複するものも含め約20あるが、その内6(あるいは7)だけが1867-1911年のもので、その他は1911年以後のものである。特に1921年の地図が多いのは、政治体制の変化と関係する。

これらの地図を詳細に検討すると、コロストヴィエツとコトビッチらが、モンゴルの地図を作成する際に利用した地図の年代を明らかにできる。コロストヴィエツの記録に依れば、彼は1912年12月18日に「ダー=ラマがジャムツラーノに進呈した外モンゴルの部・旗の地図」を見たという。その地図は「山・森・川・寺院・井戸まで記され、モンゴル語での説明書きがある大変興味深い図」であり、

新たに地図を作成する際に活用することにしたという<sup>9</sup>。それに従って、モンゴルの土地を旗毎に弁別し、エリテコブの描いた地図を刊行することで、イリイン地図制作所と合意したと、1913年6月16日の日記に書いてある<sup>10</sup>。すなわち、この時期にコロストヴィエツは、モンゴル人の作成した地図を利用し新たな地図を作成していたのである。

咸豊9年(1859)に張穆が書いた『蒙古遊牧記』には、ハルハのサイン=ノヤン部のザヤ=パンディタ、エルデニ=パンディタ、ナロバンチン、チン=スジクト=ノモン=ハンの牧地という記述が存在する<sup>11</sup>。このように、これらホトクトに固有の土地が存在したとする見方が、咸豊年間には存在していた点は注目に値する。筆者は、これら4人のホトクトに賜与された印信の文面が、後代に認定されたホトクトの印信の文面とは異なる事実を指摘している<sup>12</sup>。

各ホトクトの牧地を検討する前に、前提となるジェブツンダンバ=ホトクトのシャビ=ナルの牧地について略述しておく。ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビ=ナルは1639年以降ハルハ諸旗の牧地で遊牧し、固有の牧地を持つに至ったのは、ダルハド(ハル=ダルハド)のシャビ=ナルと関係する。ジェブツンダンバ=ホトクトは、フブスグル湖周辺に27,966km<sup>2</sup>の土地を有し、その地域のダルハド達をシャビ=ナルとして属下に置き、主に毛皮のアルバを徴収していた<sup>13</sup>。学者プレブジャブは、1805年当時、所管の満洲大臣の上呈文に、「古老らから聞いた所、ハル=ダルハドは元々ザサクト=ハン部のゲンデン=サイン=ホントイジの甥ゲレグ=ノヤン=ホトクトの領有するシャビたちであった。その昔、

ゲレグ=ノヤン=ホトクトが存命中、これらハル=ダルハドを、フレン=ベルチェルの会盟（1688年）で、老齢のホトクトにシャビとして捧げたのであると言う」とあったのを根拠に、ウリヤンハイの牧地が、1688年に初めてジェブツンダンバに捧げられたとする見解を示した<sup>14</sup>。また学者プレブは、この事件が実は1686年に起きたことを明らかにした<sup>15</sup>。それに依れば、1686年以降、ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビとなったダルハドらには、明確な境界のある牧地があった。ダルハドがシャビとなって以来、ドゥーレクチ王のウリヤンハイ=オトグとダルハドの間で、土地や牧草地を巡る見解の相違が相当顕著になったので、1821-1855年に、ダルハドのシャビ=ナルを、東・西・北の3つのオトグに分けたという<sup>16</sup>。ダルハドのシャビ=ナルの境界目録（ツェス）は、モンゴル国立中央図書館に所蔵されており<sup>17</sup>、刊行もされている<sup>18</sup>。また1907年のダルハドの地図が現存している<sup>19</sup>が、その地図に書かれたオボー（境界標識）間の距離は、境界目録に書かれた距離と異なっている。例えば、地図ではツァガーン=ゴルのオボーから次のオボーまで60里（ガザル。1ガザルは約0.5km）、そこから次のオボーまで85里だったものが、境界目録では64里、70里6ホビ（1ホビは約0.05km）と書かれている。以上から、ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビであるダルハドの地図や境界目録は一度ならず作成されていたことが判る。

ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビ=ナルの牧地所有の一例として、1750年の境界目録に書かれた牧地について以前紹介したことがある<sup>20</sup>。1772年12月1日、タルナ川のシレー=ノールの地で、4部が牧地問題について会盟

を開いた。会盟では、定辺將軍の処より送られてきた文書に従い、シャダル=ダー=ラマ、大臣ダンザン、ダー=ラマ=ダルジャー=ゾリグト=ナンソらが、参加王侯らに対して、ウンドゥル=ゲゲーン（初代ジェブツンダンバ）の代よりシャビ=ナルが4部のなかで自由に遊牧できるという慣例は、保護が過ぎるのではないかと報告したが、「尊いシャビ=ナルは、昔からの規則に従って、どの部の誰の旗でも自由に遊牧するよう」決定した<sup>21</sup>。

後の1796年5月27日に、エルデニ=シャンゾドバラが、副盟長ザサグ和碩親王、トシェート=ハンらに上呈した文書に「シャビ=ナルには元から特別な牧地はない。ただ勅令によって、ハルハ4部の皆が信仰する高僧として1世から現在の4世まで、どの部・旗の牧地であろうと、シャビ=ナルは遊牧してきた」と言い、ある旗ではシャビ=ナルが牧地を追い出され捕縛されているので、シャビ=ナルが「遊牧し生計を立て、供物や法会に使う物を手に入れ、聖主の長寿、仏法衆生に功德を為す」ために、牧地をもらい生計を立てたいと述べている<sup>22</sup>ことから、シャビ=ナルには固有の牧地を得る以前の問題が存在した。すなわち、ジェブツンダンバ=ホトクトに捧げたシャビ=ナルおよび寺院は、元々のザサグ旗内において日常の遊牧を行う必要があったのである。例えば、トシェート=ハン部ダルハン親王ボンツァグツェレン旗では、康熙40年（1701）、嘉慶12年（1807）に、2つの寺院を建立し、2世と4世のジェブツンダンバに対し、シャビのための寺院として寄進した<sup>23</sup>。またセツェン=ハン部の数旗に遊牧していた民の多くが、ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビ=ナルになっていた。

その他の印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地について、以下に資料を検討する。

ザヤ=パンディダ=ホトクトのシャビ=ナルの牧地については、1907、1913年の地図が残っているが、それ以前の状況を解明するには、張穆の記録から、どの旗と牧地を共有していたのかを明らかにし研究すべきであろう。1921年に描かれたエルデニ=パンディタ=ホトクトのシャビ=ナルの地図を、学者エンデンバットが著作中で紹介した<sup>24</sup>。この問題については私見を述べたことがある<sup>25</sup>。

1921年のチン=スジクト=ノモン=ハンのシャビ=ナルの地図が残っている。領域は、西端は160里（約85km）でサイン=ノヤン=ハン部のエルデニ王ジャミヤンドルジ旗に、東端は130里（約70km）で同部の鎮国公ダシドルジ旗に、北端は60里（約30km）で同部のセツェン親王ナヤント旗に、南端は80里（約40km）で同部のダシドルジ公旗に、各々接している<sup>26</sup>。チン=スジクト=ノモン=ハンは、内モンゴルのオールドスにも寺院とシャビ=ナルがいたので、そこに牧地があったか否かは興味深い問題である。

何人かのホトクトのシャビ=ナルは、その牧地の位置次第で、駅舎の維持費用を供出することがあった。1866年、新疆に派遣する吉林・黒龍江等の兵2,500人が駅舎を通過する際に準備する駱駝や馬、官吏・道案内人らについて、旧例通り、ホトクトの牧地を通る各駅舎の分を、その地のシャビたちから供出させることとした。つまりエルデニ=パンディタ=ホトクト、チン=スジクト=ノモン=ハンらのシャビの牧地では、そこを通る駅舎のための駱駝・馬などを徴収し、部に納めていたのである<sup>27</sup>。

ノヤン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地については情報が乏しい。1766年5月初8日に、ノヤン=ホトクトから、王ダンジンドルジとスニド2旗の牧地争いのために会盟する盟長王らの駱駝を我々が準備する条文はないとする文書を上呈した。王の旗の協理チョインボルの報告では、当時5旗が一つの牧地を共有しており、牧地の問題は5旗共通の問題であるので、その5旗から盟長王、ザサグ=ドンドブらの必要な物品および協理や官吏を供出し届けることに決めたとする。これに対しノヤン=ホトクトは「この牧地について、我々は以前から自らの牧地だと主張し、王ダンジンドルジ旗の人々とも合意し争った事実は無い」と言っている<sup>28</sup>ことから、固有の牧地を持つという立場であったことが判る。

ナロバンチン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地については1921年の地図が残っているが、19世紀にナロバンチン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地の地図が存在したことについて、以前論じたことがある<sup>29</sup>。またナロバンチン=ホトクトは、オールドスにも寺院とシャビ=ナルを有しており、上述のチン=スジクト=ノモン=ハンと同様、オールドスでの牧地の有無については今後の課題である。

ジャルハンズ=ホトクトのシャビ=ナルの牧地については1913、1921年の地図が残っている。学者ダシバッドラハ、ニヤムスレンらがこの牧地を研究したことがある<sup>30</sup>。ジャルハンズ=ホトクトのシャビに対し、嘉慶、光緒、共戴の各年代に、2つの寺院がジャルガラントという場所に建立された<sup>31</sup>。

エルデニ=メルゲン=ノヤン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地の地図も残されている。1912年の牧地の境界目録の一部分を日本の学

者二木博史、上村明が紹介した<sup>32</sup>。

ノモン=ハン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地の地図・境界目録は未だ見つかっていない。ノモン=ハンのシャビのために、乾隆、嘉慶、咸豊の各年代に、寺院がビゲル川の地に建立されたとある<sup>33</sup>。

ユグゼル=ホトクトのシャビ=ナルの牧地については1921年の地図が残っている。1921年に、その牧地の境界となるオポーの方向・方位・名前などを明らかにした境界目録がある<sup>34</sup>。また、その牧地に関わる資料が1921年のセツェン=ハン部ホルツ貝子トゥデン旗の地図である。この地図では、ユグゼル=ホトクトのシャビ=ナルの牧地が、旗地の中に描かれている<sup>35</sup>。ユグゼル=ホトクトのシャビのために、乾隆、道光、咸豊、同治、光緒、共戴の各年代に、2つの寺院を、ホルツ王トゥデンの旗地内、エルデニ=ツァガン=オポーの北側、ノモン=ドブなど5つの地に分けて建立した<sup>36</sup>。上述の旗の地図には「ツァガン=オポー」と書いてあるのが、このエルデニ=ツァガン=オポーである。1919年、該旗のタイジ・官吏・平民らの訴状に、旗の聖俗の民皆がユグゼル=ホトクトを祭り信奉し、寺院のラマ達もザサグから保護されてきたと述べている<sup>37</sup>のは、ホトクトのシャビ=ナル統治の公的な在り方と実態が異なっていたことを示している。この相違が旗とシャビとの長年の関係、牧地の占有状況、自然環境などとどう関連するのかは研究の余地がある。

ナラン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地については1907年の地図が残っているが、今後なお検討の余地がある。

ザサグト=ハン部のヤルゴースン=ホト

クトのシャビ=ナルの牧地については1867、1921年の地図が残っている。この牧地について、地図や帳簿を作成する過程を史料から知ることができる。1866年、署ウリヤスタイ將軍・参贊・大臣の処より命じた文書に依ると、勃発した回族の乱に対して、ウリヤスタイの寺院でヤルゴースン=ホトクト=ロブサンサンドブがシャビ=ナルを集め昼夜無く読経し祈願したことで、地域が安定したと言う。そこで、2部の境界にあるホジルトからタンヌなどの地に至るまでの4旗の牧地から土地を分け、寺院に捧げてホトクトが自力で読経のためのゲルを建てることを申請した。そこには「今多くの民が喜んで土地を分け、管轄の寺院に捧げ、香を焚く場所としたい」とあったのを、7月26日に受領した軍機大臣が伝奏し、「諭旨に『願い通りとせよ』」とあった。

さらに理藩院が、ハルハ4部の駐班副將軍を通じてザサグト=ハン、サイン=ノヤン2部の盟長らに対して、土地の状況を詳しく地図に描き、境界目録を作成し、二つを併せて送らせ、査閲する際の準備をするよう命じた。それに従って、部から官吏を派遣し、9月15日、管轄の牧地ザガストゥルーの地で2つの境界を接する所の地図、境界目録を2部作成することとなった。さらに、境界が接する旗の地図も併せて、ヤルゴースン=ホトクトに与えられた土地の状況を明記し、地図と境界目録を3部ずつ作成し、境界にオポーや木を設置し、牧地を与えた側と貰った側双方のザサグや協理・官吏・シャンゾドバラが、どの牧地を与え貰ったかを明らかにし、「後日争うことがない」よう押印した地図と誓約書を3部送らせるよう命じた<sup>38</sup>。またウリヤスタイの参贊大臣、盟長・王の処より、ヤルゴースン

スン=ホトクトの寺院・シャビ=ナルに与えた牧地は2部の境界が接する土地であり、ザサグ=チミドドルジ旗内のタノ、ホジルト、ザガスタイなどの土地を与えることは盟長に報告済みなので、各々が牧地の地図を保管しておくよう文書を送った<sup>39</sup>。この一件と関連して、1867年に公マクサルジャブがヤルゴグスン=ホトクトに交互した地図が保管されている<sup>40</sup>のは比較対象として研究価値があらう。

また、1881年、ヤルゴグスン=ホトクトのシャビ=ナルの牧地に関わる以下の事件が起きた。以前よりヤルゴグスン=ホトクトを信奉し師事していたザサグ=ジャムスランジャブが、ホトクトに対し「布施として新たにわずかな土地を寄進したい」と申し出た件で、タイジ=ラマ=バルチンスレンがハンバ=ツォルジの寺院で面会し、「牧地を失えば井戸を失うと言う格言があるのに加え、ヤルゴグスン=ホトクトが我々の地に来て遊牧するや、以前の代のザサグたちは早死にした。その牧地のタイジや民は貧しくなった。不吉なホトクトに牧地は与えない」と言った。そこで管轄のザサグ・協理・官吏が会同し、タイジ=バルチンスレンを取り調べ、当該のザサグ・タイジ・民らに対し、このように反発し合う事態や、言い争う者が他にないか明らかにするよう命じた<sup>41</sup>。

1820年にヤルゴグスン=ホトクトがホトクト=ザサグ=ラマの印信を拝領する際、シャビ=ナルは計700余人おり、次いで1867年にサマディ=バクシの印信を賞与された後も、人口は以前と変わらなかった。ウリヤスタイの西、ヤルゴグスン=ホトクトが住んでいた寺院は、1869年に回族に壊され帳簿などが

燃やされただけでなく、シャビ=ナルも四散した。後にシャビの牧地における戸口が75戸196人になったことを調査した際、過去の帳簿は紛失していたが、サイン=ノヤン部が貝子旗に対し、押印した証書とともにシャビとして送らせた人が、1817-1881年までに70戸294人、1869-1895年に3戸25人であったことなど何点かの証拠が見つかった。シャビの牧地が混乱した際、シャビの土地に住みついた人々を故地に返し、シャビやラマが持っているべき出家の証書を、ザサグト=ハン部の盟長に送らせ、人数を明確にして理藩院に報告するよう準備させた<sup>42</sup>。また、ザサグ旗に移住していたシャビ=ナルも元に返そうとした。たとえば、ヤルゴグスン=ホトクトのシャビ=ナルを全て管理するシャンゾドバ=ザサグ=ラマ=ドンドグが、ザサグ貝勒ツェデンソノムの掌印管旗章京トゥメンバンジョルに文書を送り「勝手に戻った名のあるシャビ=ナルを数字の通り回収し、元のシャビと一緒にし、確実に管理する」<sup>43</sup>ことを報告していた。1904年、参領ドマから、ザサグト=ハン部のヤルゴグスン=ホトクトのシャビがハンなど土地を奪い争った案件で、会同して、昔の地図・境界目録・オボーなどを調査したが、離散したり帰ったりしていて解決できないと報告された<sup>44</sup>。以上から、牧地問題は管轄のシャビ=ナルの来源、移動の状況、彼らの家畜状況さらには仏教の師弟関係なども密接に結びついていたようである。

ハンバ=ノモン=ハンのシャビ=ナルの牧地については、1911、1918、1921年の地図が残っている。そのシャビ=ナルは、旗内に混在しながら遊牧していた事実を以前紹介したことがある<sup>45</sup>。元々、ヤルゴグスン=ホトクトのシャ

ビのために、嘉慶、光緒、共戴の各年代に寺院がイデル川岸に建立された<sup>46</sup>。このシャビの牧地と関連して、幾つかの資料を紹介しよう。

ノモン=ハンのシャビは、法で定められた数に達し、管轄するザサグの印務処から遠くに住んだ。500里より遠くなったので、管轄のザサグ・協理・官員らが、特別に治める印信を交互し管理させるよう請うた。誓願はやがて皇帝に上奏され、勅令により1909年ノモン=ハンのシャビ=ナルを管理する印信を賜り、シャンゾドバを設けることになった。シャビ=ナルらの牧地は、元々の管轄のザサグ旗の西南部にあったが、ザサグ旗の民が混住しており、牧地の境界も定めずにいた。そしてノモン=ハンが印信を賜り、旗とシャビを別々に二つに分け、牧地の境界を定めてオポーを置くことを、1911年ノモン=ハン=エルデニ=ハンバのシャンゾドバ=ツェベグジャブが文書として提出した。その回答として盟からは、「このような別に印信を賜ったホトクト=ノモン=ハンらのシャビ=ナルに、元々の旗から牧地を分け与え、境界を定め管理させるのは誠に法に則ったもので、過去の前例もあるので、道理として、管轄の地に伝え急ぎ真摯に牧地を選別し、報告させるべきである」と、旗とシャビの牧地を分けるよう決定し、境界を定めオポーなどの目印を設置し、地図・境界目録を作成し、各々に押印した文書を提出し報告させるよう命じた<sup>47</sup>。

しかし、いくら牧地の境界を決めても争いは継続的に起きていた。例えば1914年、バータル公旗とハンバ=ノモン=ハンのシャビの間で牧地争いが起きた。これについて「ハンガイの地は、ゴビや平原と同一に比較はできない。深い谷や高山・大木があっても、冬や

春によって家畜を温存する手段も潰えてしまう状況を誰もが想像すべきである。シャビ旗は元からひとつの家のような土地である」と言い、公とシャンゾドバ=ツェベグジャブに対して、「シャビ旗の側で四季を過ごしうる南・北、高地・草原、草・木などの適応環境を、各々に細かく分けて、地図などを作成し」報告することを命じた。その回答としてザサグ旗からは、ノモン=ハンのシャビ=ナルというのは旗やソムのアルバを負担してきた民で、シャビとして独立して以降、別の土地から人々が来てシャビとならずに居る。またシャビが遊牧する牧地が「荒れた土地ではなく、全旗の協理タイジ・民たちが、時々牧地を求めて出入りし遊牧してきた広大な土地」であると記している。また同治年間に、ザサグト=ハン部のヤルゴグスン=ホトクトに対して管轄する旗の西方の牧地を与えたのを、この度回収し、印信を交互され自立したハンバ=ノモン=ハンのシャビ=ナルに新たに交互する牧地の足しにして良いかを上申ししていた。ザサグ旗からは、清朝時代に抑圧され失った牧地を回収し交互するならば、ノモン=ハンのシャビの牧地は広大になると考えたが、該旗からは、他の部のホトクトたちに何度も牧地を分けたので牧地のタイジや民達が困窮しており、一度与えた牧地を再度渡すことはできないと述べていた<sup>48</sup>。

ハンバ=モン=ハンが印信を賜与され独立した際、そのシャビの牧地をすぐに分割せず、さらにザサグト=ハン部のヤルゴグスン=ホトクトに以前与えた牧地を回収し与えることを願ったために、牧地は元々の地図にある通りに描き、その北端、多くの崖があるエヘ=ノローから南側タノ川のエヘ=ノローま

で150里、ザガスタイ峠から東方、ホジルトの東端まで60里を、朱筆で分けて描いたことを報告した<sup>49</sup>。以上から、シャビの牧地はザサグ旗の牧地同様、多くの問題を含んでいたことがわかる。

シバ=シレート=ホトクトのシャビ=ナルの地図や境界目録は見つかっていない。しかし、そのシャビ=ナルの牧地問題に関する以下の資料を紹介しよう。1912年にシバ=シレート=ホトクトのシャビが、ナヤントの旗と牧地を争う事件が起きた。サイン=ノヤン=ハン部のシバ=シレート=ホトクトの印を署理するザイサン=ドゥインホルスレンが文書を上呈し、「管轄の旗から、以前より習慣として遊牧してきた牧地は非常に貧しい。基本的に高山や、木・石・岩場などが占めており、元々のシャビ=ナルとその家畜群を四季に亘って維持できない」ために、中間にオボーを設置することを盟長親王に報告した<sup>50</sup>。

セツェン=ハン部のヤルゴグスン=ホトクトのシャビ=ナルの地図・境界目録は見つかっていない。しかし関係する問題について私見を述べたことがある<sup>51</sup>。そのシャビのために、乾隆、咸豊の各年代に寺院や仏塔がチン=アチト貝子トクトフ旗の牧地、ドルジルンブ=オボーの南など2カ所に建立された<sup>52</sup>。

以上のシャビ=ナルの地図に加えて、部の地図にシャビ=ナルの牧地をいかに記していたかについても注目すべきである。例えば、光緒17年（1891）サイン=ノヤン部の24旗、6ホトクトのシャビの牧地を描いた地図は、同年に作成され、理藩院・將軍・参贊らに各々報告し送った地図と境界目録と同様、一四方100里で作成されており、サイン=ノヤン部のエルデニ=パンディタ=ホトクト、ナロバ

ンチン=ホトクト、ナラン=ホトクト、ザサグト=ハン部のヤルゴグスン=ホトクトのシャビの牧地が示されている<sup>53</sup>。同じく「ハルハのザサグト=ハン部の19ザサグ旗、ホトクト、ノモン=ハンら3つのシャビの牧地の状況を、光緒17年に地図・境界目録を作成し、理藩院・將軍・参贊らに各々報告し送った通りに、一四方を100里として作成した地図」には、ジャルハンズ=ホトクトの住む土地、ヤルゴグスン=ホトクトの住む土地、ノモン=ハンの住む土地が明記されている<sup>54</sup>。1909年のサイン=ノヤン部24旗、6ホトクトのシャビの地図には、印信ホトクトのシャビ=ナルの旗と境界を接する牧地が細かく記録されている<sup>55</sup>。

ジュンガルに対する軍事政策上の理由で、清朝は康熙・雍正時代以降ハルハのザサグ旗の兵士の問題、乾隆初期からはアルバの家畜の問題に特に注意を払い、次々と対策を講じた。その政策が、乾隆末～嘉慶期以降の牧地の境界確定や、問題解決に影響を与えており、継続的に、ハルハ4部・旗、ジェブツンダンバ=ホトクトおよび他の印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地問題を規定していたことは、すでに上述の幾つかの資料にも現れている。

以上、筆者は幾つかの地図と関係資料とを突き合わせ、以下のような知見を得た。

すなわち、ハルハの印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地問題は、ザサグ旗から牧地を分けられ、元々のザサグ旗内にシャビ=ナルが混住する状態が長く続いたことから生じる場合があった。旗とシャビ=ナルの牧地が分けられたことで、訴訟や紛争が継続的に発生することとなった。また、ジェブツンダンバ=ホトクトのシャビ=ナルの特別な牧地が、印



信ホトクトらのシャビ=ナルの牧地の起源となったのであり、牧地各々の固有の現れ方は、各旗の牧地の状況に由来する。

冒頭で述べたコトビッチらの地図に描かれた4人の印信ホトクトの牧地については、成立が18世紀のことなので『理藩院則例』の規定を根拠としており、19-20世紀初頭、次いで1911年以降にボグド=ハーンの勅令によって作られた其他ホトクトのシャビ=ナルの牧地とは性格を異にする。以前検討した如く<sup>56</sup>、ホトクトが賜った印信の文面から見ても、この4ホトクトのシャビ=ナルの牧地の成立が、明らかな画期であったと考え得る。

ホトクトへの印信の賜与が、そのシャビ=ナルに牧地を与える重要な根拠となる。印信の賜与に続いて、境界が画定されオポーが設置されるのであり、その上で、地図が描かれ境界目録が作成、押印され、誓約書と共に盟に報告された。印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地図に関する最も早い記録は、19世紀に作成されたナロバンチン=ホトクトのシャビの牧地の地図に関するものであり、現存する中で最も古い地図は、1867年のザサグト=ハン部のヤルゴグスン=ホトクトのシャビの牧地の地図になる。

ホトクトのシャビ=ナルは皆等しく完全に独立した牧地を持つと考えるにせよ、何人かのホトクトのシャビ=ナルには固有の牧地がなかったと考えるにせよ、印信ホトクトのシャビの牧地が画定してもなお、実際その牧地を占有する過程で、各々の牧地固有の問題が発生していた事実は指摘しておきたい。

モンゴルの印信ホトクトのシャビ=ナルの牧地問題は、今後、内外に保管されている地図や、その他の資料を利用して、ザサグ旗の

牧地問題と比較しつつ、さらに詳しく研究するべきであろう。

## 訳者附記

アルタンザヤー先生はモンゴル国立教育大学の教授で、主に清代モンゴルにおける仏教研究、なかでも仏教勢力と世俗権力との関わりや、社会における仏教受容について随一の研究成果を上げられている。翻訳者は以前から先生と研究交流をさせて頂いているご縁で、2013年7月、山形大学人文学部の国際交流講演会の講師として先生をお招きした。

本論文は、先生が2011年に執筆された論文 (STUDIA ETHNOLOGICA. Ulaanbaatar : Institute of History Mongolian Academy of Sciences 20(10),pp.164-176) を改編したもので、新出一次史料を用い、ホトクトの牧地領有を巡る論争を総括した論文となる。貴重な論文の訳出機会を与えて頂いた先生に、この場を借りて感謝申し上げる。

## 註

1 清朝は、ホトクト（呼図克図。高位の転生僧）の内、多くのシャビ=ナル（信徒）を抱える者に対して、シャビ=ナルを管理する印（印信）を賜与し、一定の行政権を付与した（『理藩院則例』巻56-60喇嘛事例1-5など。先行研究は下記注2参照）。本稿が対象とする漠北モンゴル（ハルハ4部）には、清末までに13人の印信ホトクトが存在し、数名のホトクトには固有の牧地が存在したことは指摘されているが、その実態は不明な点が多い（訳者注）。

2 Ц.Сономдагва. Манжийн захиргаанд байсан үеийн ар монголын засаг захиргааны

зохион байгуулалт. УБ.,1961; Ш. Нацагдорж. Халхын түүх. УБ.,1963; Д.Цэдэв. Их шавь. УБ.,1964; Ц.Насанбалжир. Ар монголоос Манж чин улсад залгуулж байсан алба.1691-1911.УБ.,1964; С. Бадамхатан. Хөвсгөлийн дархад ястан. УБ.,1965; Ц. Насанбалжир. Эрдэнэ бандида хутагтын шавь. Түүхийн судлал. Том. VIII. Fasc. 1-12. УБ.,1969; Ш. Нацагдорж. Сум, хамжлага, шавь ард. УБ.,1972; Larry William Moses. The Political Role of Mongol Buddhism. Bloomington. Indiana, 1977; Ш. Нацагдорж. Монголын феодализмын үндсэн замнал.УБ.,1978; Mongolische Ortsnamen. Teil II. Mongolische Manuscriptkarten in Faksimilia. Hrsg. von Walther Heissig. Wiesbaden,1978; Монгол ард улсын угсаатны судлал, хэлний шинжлэлийн атлас. УБ.,1979; Я.Цэвэл. Чин сүзэгт номун хан хутагтын шавь.Түүхийн судлал. Том. XXV. Fasc. 1-14. УБ.,1990; О.Пүрэв. Өндөр гэгээний их шавь. Түүхийн судлал. Том. XXX. Fasc. 1-14. УБ.,1997; Ц. Сономдагва. Монгол улсын засаг захиргааны зохион байгуулалтын өөрчлөлт, шинэчлэлт(1691-1997). Нэмж засварласан Ч. Банзрагч, О. Батсайхан. УБ.,1998; О.Пүрэв. Монгол улсын түүхэн газарзүй. УБ.,2004; Д.Дашбадрах. Монголын хутагтууд. УБ.,2004; Б. Лааган. Халхын тамга бүхий хутагтуудын товчис. УБ.,2004; Landscapes Reflected in Old Mongolian Maps. Edited by FUTAKI Hiroshi and KAMIMURA Akira. Tokyo,2005; Л. Нямсүрэн. Жалханз хутагт Дамдинбазарын нийгэм-улс төрийн үйл ажиллагаа.УБ., 2006; С. Юндэнбат. Ламын

гэгээн шавийн түүх. УБ.,2009.

- 3 И.М. Майский. Монголия накануне революции. Москва.1959. с.218; И. Майский. Орчин үеийн Монгол(Автономит Монгол XX зууны гараан дээр). Орос хэлнээс орчуулсан Ц. Отхон. УБ.,2001. 313-р тал. (邦訳の当該箇所は、南満洲鐵道株式會社庶務部調査課編『外蒙共和国(下編)』大阪毎日新聞社、1927年、p.171を参照した。訳者注)
- 4 Карта Монголии. составленная по данным бывшего уполномоченного в Монголии И. Я.Коростовца , при участии В.Л. Котвича. Издание Картографического Заведения А. Ильина.С.Петербург.Масштаб 80 версть в дюйм.
- 5 一例として Larry William Moses 注 2 所掲書 p.149.
- 6 Л.Алтанзаяа. Монгол улсын хутагтуудын тухай мэдээг нягтлах нь. Оюуны хэлхээ. Эрдэм шинжилгээний бичиг. Боть I(03). УБ.,2009. 48-р тал.
- 7 О.Пүрэв 注 2 所掲書 p.34.
- 8 Л.Алтанзаяа. Халхын хутагтуудын шавь нарын асуудалд. Монголын түүхийн судалгааны шинэ хандлага, тулгамдсан асуудал. (XVII-XX зууны эхэн). Сэндай. 2009.108-р тал.
- 9 И.Я. Коростовец. Монголд өнгөрүүлсэн есөн сар. Эмхтгэгч О. Батсайхан. УБ.,2010.214-р тал.
- 10 同上書 p.409. イリイン地図制作所は、1864年に正式創業したロシア初の民間地図制作会社でペテルブルグにあった(これについては本学部の天野尚樹先生よりご教示頂いた。ここに謝意を表する。訳者注)。

- 11 張穆『蒙古遊牧記』民族出版社：北京、1990年、p.171,183,199,201,210,215,217,235,237,238,240,243,247,251.
- 12 Л.Алтанзая. Халх Монголын хутагтуудын тамганы асуудалд. Межконфессиональные отношения на рубеже тысячелетий. Улан-Удэ,2007.с.295-296.
- 13 Ш. Нацагдорж. Халхын түүх. УБ.,1963.160-р тал.
- 14 С. Бадамхатан 注 2 所掲書 p.24.
- 15 О.Пүрэв 注 2 所掲書 p.39.
- 16 С. Бадамхатан 前掲書 pp.24-26.
- 17 Жавзандамба хутагтын шавь Дархадын нутгийн цэс. УТНС.ГБС (モンゴル国立中央図書館手書き文書)
- 18 Ц. Сономдагва 注 2 所掲書 pp.310-311.
- 19 Walther Heissig 注 2 所掲書 p.686. Tafel 10.
- 20 Л.Алтанзая. Халхын аймаг хошуудын нутгийн захын тухай асуудалд.Түүхийн сэтгүүл. Том. IV. Fasc. 1-23. УБ.,2003. 84-86-р тал.
- 21 МУУТА (モンゴル国立中央図書館). Ф№М9 Т№3 ХН№238.2-р.
- 22 МУУТА. Ф№М85. Т№2. ХН№65.2-р.
- 23 Халх, Дөрвөд аймгийн зургаан чуулганы олон хошуу шавийн сүм, хурлын тухай. УТНС.ГБС.
- 24 С. Юндэнбат 注 2 所掲書 p.177.
- 25 Л.Алтанзая. Эрдэнэ бандида хутагтын шавийн тухай зарим мэдээ. Оюуны хэлхээ. Эрдэм шинжилгээний бичиг. Боть 1(06). УБ.,2010. 9-р тал.
- 26 Я.Цэвэл 注 2 所掲書 pp.125-126.
- 27 МУУТА. Ф№М58. Т№1. ХН№155.103-104-р тал.
- 28 МУУТА. Ф№М9 Т№3 ХН№157.5-р.
- 29 Л. Алтанзая. Нарбанчин хутагтын шавийн тухай. Acta Historica. Tomus IX. Fasc.1-34. УБ.,2008.184-185-р тал.
- 30 Д.Дашбадрах 注 2 所掲書 pp.29-30, Л. Нямсүрэн 注 2 所掲書 pp.41-42.
- 31 注 23 所掲史料。
- 32 FUTAKI and KAMIMURA 注 2 所掲書 p.136.
- 33 注 23 所掲史料。
- 34 FUTAKI and KAMIMURA 前掲書 pp.108-113.
- 35 同上書 p.74.
- 36 注 23 所掲史料。
- 37 1921 оны ардын хувьсгалын түүхэнд холбогдох баримт бичгүүд. 1917-1921. УБ.,1957. 36-38-р тал.
- 38 МУУТА. Ф№М58. Т№1. ХН№155.130-136-р тал.
- 39 同上 142-143-р тал.
- 40 МУУТА. Ф№167. Т№1. ХН№100.
- 41 МУУТА. Ф№М62 Т№1 ХН№105.
- 42 МУУТА.Ф№М62 Т№1 ХН№140. 1-р.
- 43 同上 2-р.
- 44 МУУТА. Ф№М62. Т№2. ХН№51.
- 45 Л.Алтанзая. Номун хан эрдэнэ хамбын шавь нарын асуудалд. Acta Historica. Tomus X. Fasc.1-42. УБ.,2009. 223-224-р тал.
- 46 注 23 所掲史料。
- 47 МУУТА. Ф№М178. Т№1. ХН№89.
- 48 МУУТА. Ф№А62.Д№1.ХН№9.32-р тал.
- 49 МУУТА. Ф№ А62.Д№1.ХН№8. 44-р тал.
- 50 МУУТА. Ф№А205. Т№1. ХН№1.1-р.
- 51 Л. Алтанзая. Сэцэн хан аймгийн Ялгуугсан

хутагтын шавийн тухай мэдээ. *Nomadic studies*. УБ., 2010.

52 注 23 所掲史料。

53 Сайн ноён аймгийн хорин дөрвөн хошуу, зургаан хутагтын шавийн нутаг газар төлвийн байдлын нутгийн зураг. УТНС.ГБС.

54 Walther Heissig. 前掲書 p.688. Faltafel 1. ここで参照された光緒 17 年の地図が近年

発見された。詳細は、二木博史「新発見の 1891 年作成のザサグト・ハン・アイマク地図：清代ハルハ・モンゴルのアイマク地図の典型」『東京外国語大学論集』89, 2014 年, pp.27-44 参照（訳者注）。

55 同上書 p.702. Tafeln 26,27.

56 Л.Алтанзаяа 注 12 所掲論文参照。